

平成 25 年 5 月 13 日招集

平成 25 年第 2 回燕市議会臨時会議案

新潟県燕市

# 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について（平成24年度燕市一般会計補正予算（第13号））	1 頁
報告第 2 号	専決処分の報告について（燕市税条例の一部改正について）	2 頁
報告第 3 号	専決処分の報告について（燕市国民健康保険税条例の一部改正について）	6 頁
報告第 4 号	専決処分の報告について（燕市弥彦村介護認定審査会共同設置規約の変更 について）	10 頁
報告第 5 号	専決処分の報告について（燕市弥彦村予防接種健康被害調査委員会共同設置 規約の変更について）	12 頁
議案第 53 号	燕市固定資産評価員の選任について	14 頁
議案第 54 号	燕市税条例の一部改正について	15 頁
議案第 55 号	燕市国民健康保険税条例の一部改正について	21 頁
議案第 56 号	平成25年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊

専決処分の報告について

平成24年度燕市一般会計補正予算（第13号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成25年 5 月 1 3 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

専決処分の報告について

燕市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成25年 5 月 1 3 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成25年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

## 燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第41条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第118条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削る。

附則第9条の2の見出し中「第10項」を「第9項」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改める。

附属第9条の4第1項各号列記以外の部分中「法附則第16条の2第3項」の前に「地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号。以下「平成25年改正法」という。)による改正前の」を、「記載し、かつ、」の次に「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第37号)による改正前の」を加え、同項第1号中「当該納税義務者が」の次に「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第107号)による改正前の」を加え、同項第2号中「附則第9条の2第3項第2号」を「附則第9条の3第3項第2号」に改め、同項第3号中「附則第9条の2第1項第3号」を「附則第9条の3第1項第3号」に改め、同項第4号中「法附則第16条の2第3項」の前に「平成25年改正法による改正前の」を加え、同条第2項中「法附則第16条の2第3項」の前に「平成25年改正法による改正前の」を加え、「附則第9条の2第1項」を「附則第9条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成25年4月1日前に平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第9条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

専決処分の報告について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成25年 5 月 1 3 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成25年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

## 燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。)」の次に「及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第6条の5及び第16条において同じ。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 1万8,000円

第6条の5第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 6,000円

第16条第1号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

第16条第1号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,400円

第16条第2号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

第16条第2号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,000円

第16条第3号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,200円

第16条第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 400円

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

燕市弥彦村介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成25年5月13日 提出

燕市長 鈴木 力

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市弥彦村介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約を次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月 2 4 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市弥彦村介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、燕市弥彦村介護認定審査会共同設置規約を次のように変更するものとする。

燕市弥彦村介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約  
燕市弥彦村介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第3条中「燕市白山町2丁目7番27号燕市役所燕庁舎内、燕市吉田日之出町1番1号燕市役所吉田庁舎内及び燕市分水桜町三丁目3番1号燕市役所分水庁舎内」を「燕市吉田西太田1934番地燕市役所内」に改める。

附 則

この規約は、平成25年5月7日から施行する。

専決処分の報告について

燕市弥彦村予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を変更する規約を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成25年 5 月 1 3 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市弥彦村予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を変更する規約を次のとおり専決処分する。

平成25年 4 月 24 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市弥彦村予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の変更について  
地方自治法第252条の7第2項の規定により、燕市弥彦村予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を次のように変更するものとする。

燕市弥彦村予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を変更する規約

燕市弥彦村予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第4条中「燕市白山町二丁目7番27号燕市役所燕庁舎内」を「燕市吉田西太田1934番地燕市役所内」に改める。

附 則

この規約は、平成25年5月7日から施行する。

燕市固定資産評価員の選任について

燕市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成25年5月13日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市杣木10番地1

氏 名 熊 谷 良 紀

昭和34年3月10日生

燕市税条例の一部改正について

燕市税条例（平成18年燕市条例第61号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年5月13日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第22条の7第2項中「法第314条の7第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第4条の2中「、第40条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、

「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第40条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条の2の2第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「(以下本項)」を「(当該期間内に前条第2項の規定により第40条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項)」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の3中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第6条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第16条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第21条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第16条、附則第16条の2、附則第16条の3又は附則第17条の規定を適用する。

附則第 16条第1 項	第35条第 1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23 年法律第29号)第11条の6第1項の規定によ り適用される場合を含む。)
	同法第31	租税特別措置法第31条第1項

	条第1項	
附則第16条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第16条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第21条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項に

において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第16条、附則第16条の2、附則第16条の3又は附則第17条の規定を適用する。

附則第22条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第6条の3の2及び第22条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の燕市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の3の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第21条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第22条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例（平成18年燕市条第63号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年 5 月 13 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第22項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成25年度分の国民健康保険税に関する特例)

- 23 平成25年度分の国民健康保険税に限り、第3条、第5条、第6条、第6条の2、第6条の4、第6条の5、第9条及び第16条の規定の適用については、第3条第1項中「100分の7.10」とあるのは「100分の6.75」と、第5条中「2万4,200円」とあるのは「2万3,700円」と、第6条第1号中「2万4,000円」とあるのは「2万3,600円」と、同条第2号中「1万2,000円」とあるのは「1万1,800円」と、同条第3号中「1万8,000円」とあるのは「1万7,700円」と、第6条の2中「100分の2.70」とあるのは「100分の2.60」と、第6条の4中「8,800円」とあるのは「8,600円」と、第6条の5第1号中「8,000円」とあるのは「7,800円」と、同条第2号中「4,000円」とあるのは「3,900円」と、同条第3号中「6,000円」とあるのは「5,850円」と、第9条中「1万5,800円」とあるのは「1万5,500円」と、第16条第1号ア中「16,940円」とあるのは「16,590円」と、同号イ(ア)中「16,800円」とあるのは「16,520円」と、同号イ(イ)中「8,400円」とあるのは「8,260円」と、同号イ(ウ)中「4,200円」とあるのは「4,130円」と、同号ウ中「6,160円」とあるのは「6,020円」と、同号エ(ア)中「5,600円」とあるのは「5,460円」と、同号エ(イ)中「2,800円」とあるのは「2,730円」と、同号エ(ウ)中「1,400円」とあるのは「1,365円」と、同号オ中「11,060円」とあるのは「10,850円」と、同条第2号ア中「12,100円」とあるのは「11,850円」と、同号イ(ア)中「12,000円」とあるのは「11,800円」と、同号イ(イ)中「6,000円」とあるのは「5,900円」と、同号イ(ウ)中「3,000円」とある

のは「2,950円」と、同号ウ中「4,400円」とあるのは「4,300円」と、同号エ(ア)中「4,000円」とあるのは「3,900円」と、同号エ(イ)中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、同号エ(ウ)中「1,000円」とあるのは「975円」と、同号オ中「7,900円」とあるのは「7,750円」と、同条第3号ア中「4,840円」とあるのは「4,740円」と、同号イ(ア)中「4,800円」とあるのは「4,720円」と、同号イ(イ)中「2,400円」とあるのは「2,360円」と、同号イ(ウ)中「1,200円」とあるのは「1,180円」と、同号ウ中「1,760円」とあるのは「1,720円」と、同号エ(ア)中「1,600円」とあるのは「1,560円」と、同号エ(イ)中「800円」とあるのは「780円」と、同号エ(ウ)中「400円」とあるのは「390円」と、同号オ中「3,160円」とあるのは「3,100円」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第22項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の燕市国民健康保険税条例附則第22項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。